

大の里郷友会 会則

(名称)

第1条 この後援会は、大の里郷友会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、石川県出身の大相撲関取力士の大の里を石川県にゆかりのある支援者・支援団体により支援・激励する中で、郷土が誇れる大相撲関取力士となり得るよう物心両面において協力する団体であることを目的とする。

(組織及び会員)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する個人、法人、団体で入会した者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大の里の支援
- (2) 二所ノ関部屋への協力
- (3) 大相撲観戦等の企画
- (4) 大相撲番付表、記念品等の配布
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(入会) 第5条 本会の入会希望者は、入会申込書を提出し、次の年会費を納入するものとする。

(1) 個人 一口 30,000 円

(2) 法人・団体 一口 100,000 円

2 年会費の納入は、明瞭性確保のため口座振込とする。

3 理由の如何を問わず、年会費は返還しない。また、月、日割りの処置はしない。

(円滑な運営の維持)

第6条 入会にあたっては、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又は その構成員ではないこと。
- (2) 自己の名義をこれらの団体等に利用させないこと。
- (3) 自社役員又は社員が反社会活動をしていないこと。

(その他の収入)

第7条 次の各号の場合は、年会費とは別に扱う。

- (1) 本会が主催する特別な催事等の場合は、その都度、その経費を徴収する。
- (2) 寄付金等については、会員の別を問わず随時受け付ける。

(退会)

第8条 本会を退会しようとするときは、退会申込書を提出するものとする。

- 2 会員が1年間年会費を納入しなかった場合は、会員資格を喪失する。
- 3 次の各号に該当する場合は、役員会の決議を経て、退会させることができる。
 - (1) 本会則に違反したとき。
 - (2) 本会の会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 幹 事 5名程度
- (4) 監 事 1名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において選出し任命する。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会業務を遂行する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前任者の任期の途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第13条 役員に不適格が生じた場合は、役員会の3分の2以上の議決を得て解任することができる。

(顧問)

第 14 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応ずるものとする。
- 4 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

(事務局)

第 15 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

(会議)

第 16 条 本会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に不都合が生じた場合は、副会長が代行する。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。ただし、代表幹事に不都合が生じた場合は、出席者から選出し代行する。

(総会)

第 17 条 総会は、毎年 1 回、会計年度終了後 3 か月以内に開催する。総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の制定、改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 会長、副会長、幹事、監事の任命に関すること。
 - (5) その他重要な事項に関すること。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

第 18 条 役員会は、会長、副会長、幹事、監事で構成し、会務の遂行上必要により都度開催する。

- 2 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(幹事会)

第 19 条 幹事会は、幹事で構成し、会務の遂行上必要により都度開催する。

- 2 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(補則)

第 21 条 本会則に定めのない事項は、役員会の審議を経て会長が別に定める。

附 則 この会則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する